

令和4年竹田市農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 令和4年11月7日(月) 午後2時00分～午後2時37分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤俊郎、次長：堀貴美子、管理係長：佐藤正子、農地係：河崎凌央
農政課職員
農業振興係長：志賀直樹

6. 議事

議案第72号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・ 5件
議案第73号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・ 5件
議案第74号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・ 7件
議案第75号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 5件
議案第76号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 1件
議案第77号 非農地証明について・・・・・・・・・・ 3件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

只今から、令和4年竹田市農業委員会第11回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、10番麻生章治委員、11番工藤明秀委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第26号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、1件ありましたので報告します。

続いて、報告第27号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、2件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第72号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について、5件

議案第73号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について、5件

議案第74号 農用地利用集積計画の承認について、7件

議案第75号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、5件

議案第76号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1件

議案第77号 非農地証明について、3件

以上、26案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第72号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第72号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものがあります。

1番、2番の案件は、9年3か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

3番から5番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第72号について、担当課から説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第72号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第73号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第73号の農用地利用配分計画案は、先程議案第72号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第73号の1番、2番の借り手は、〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

3番、4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「地域内の担い手」です。

議長

只今、議案第73号について、担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第73号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第73号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで、休憩いたします。農政課の志賀係長は、退席してください。ありがとうございました。

(14時12分)

議長

再開します。

(14時12分)

議長

議案第74号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇です。5年5か月間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。2年2か月間の賃貸借、新規設定です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。1年2か月間の賃貸借、新規設定です。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年1か月間の賃貸借、新規設定です。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、再設定です。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、再設定です。

7番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。労力1人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第74号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第74号農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第75号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に、1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第75号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字吉田字下中尾〇〇〇〇番、田1筆、面積1,693平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、4,719平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

9番本郷敦子委員に、調査報告をお願いします。

9番本郷敦子委員

議案第75号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、ありません。稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第75号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字門田字柿瀬〇〇〇番、田1筆、面積1,208平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、15,139.16平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番佐藤博一委員

議案第75号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・田植機1台所有しており、稲作・シイタケ栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われ

ます。
よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第75号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町馬場字馬場〇〇〇番、田1筆、面積1,719平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、103,691平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番後藤善徳委員

議案第75号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター6台・田植機2台所有しており、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。
よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第75号の4番の案件は親族間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字有氏字小城〇〇〇〇番外1筆、田1筆・畑1筆、合計面積749平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、4,969平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

1 2 番釘宮恒憲委員

議案第75号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。事務局の説明にもありましたが親族間の贈与であります。申請地は以前から譲受人が管理し自家用野菜を作っていました。今回、譲渡人の財産を整理する際に登記簿上の所有者が譲渡人になっていることが判明したため、譲受人に名義を変えるために申請するものです。現実には、譲受人が管理していた土地ですので農地の有効利用と農作業に従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。
よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第75号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字久保河内〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積2,751平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、32,565平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

1 1 番工藤明秀委員

議案第75号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われ

れます。
よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第75号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第75号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第75号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第76号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第76号の1番の案件は、申請地竹田市直入町大字下田北字井ノ久保〇〇〇〇番、田1筆、面積2,626平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、畜舎です。申請者は、畜産経営の認定農業者で、肉用牛を飼育するため、平成13年度、15年度に畜舎を、平成14年度に堆肥舎を補助事業で建設し、今回、新たに畜舎を増築するものです。転用行為は、平成13年度と平成15年度に畜舎を、平成14年度に堆肥舎をすでに建設しており、始末書が添付されております。雨水は自然浸透する計画で、今回新築する畜舎の工事期間は、令和4年11月20日から令和5年3月31日までを予定しております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

委員

議案第76号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第76号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第76号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定

します。

議長

続いて、議案第77号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第77号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字会々字上鹿口〇〇〇〇番外2筆、登記地目田2筆畑1筆、合計面積500.91平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡父が昭和60年頃に市外に転出したため農地として管理ができなくなり、現況は山林、原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番麻生章治委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林・原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第77号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字次倉字村久保〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積647平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、獣害が酷く亡母が農地として管理することができなくなり、平成14年頃から放棄地となり、現況は原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

9番本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番本郷敦子委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第77号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市直入町大字長湯字桑畑〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積639平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡夫が農地として管理することができなくなり、平成14年頃から放棄地となり、現況は原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番釘宮恒憲委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第77号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第77号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第77号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年竹田市農業委員会第11回総会を閉会いたします。

ご協力誠にありがとうございました。

(14時37分)

令和4年11月7日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....